

京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年4月1日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 1 号

京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第4条第2号を次のように改める。

(2) 京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築審査課)